

# 山口県報

平成23年  
11月15日  
(火曜日)

## 目次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一  
漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示 (一部改正)(水産振興課)..... 三  
道路の位置の指定 (建築指導課) ..... 四  
公告  
ふく処理師試験の実施 (生活衛生課) ..... 四  
雑報  
県報の正誤 (平成十九年七月十日山口県教育委員会規則第十七号) ..... 五



### 山口県告示第四百三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十一月十五日から同年十二月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 徳山積水工業株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 徳山積水工業株式会社  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 ( $m^3$ /日)	工 事 着 手 年 月 日 定 定	工 事 完 成 年 月 日 定 定	使 用 開 始 年 月 日 定 定	間 隔 時 間 連 続 時 間 変 動 の 概 要
三三一口	二五	平成二三、 一、二、六	平成二四、 五、二〇	平成二四、 五、二二	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「三三一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設をいう。



山口県告示第四百三十四号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十五日

山口県知事 二井 関 成

表中

No. 1	排水口	七・二	六・五	五・八	一・二	五	一〇	検出せず	一	四	〇・二	〇・二	八・一五〇	八・五二四
-------	-----	-----	-----	-----	-----	---	----	------	---	---	-----	-----	-------	-------

越ヶ浜区域  
 (山口県漁業協同組合の地区のうち萩市、大字椿東越ヶ浜一区、越ヶ浜二区、越ヶ浜三区、越ヶ浜四区、越ヶ浜五区及び越ヶ浜六区の地域)

- 1 総トン数十トン未満の漁船により、主として船びき網を使用して営む漁業
- 2 大型定置網漁業及び総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業
- 3 総トン数十トン未満の漁船による / 及び2に掲げる漁業以外の漁業
- 4 総トン数十トン以上十五トン未満の漁船により、主としてはえなわを使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
- 5 総トン数十五トン以上二十トン未満の漁船により、主としてはえなわを使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
- 6 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により、主としてはえなわを使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
- 7 / から6までに掲げる漁業以外の漁業

を

越ヶ浜区域  
 (山口県漁業協同組合の地区のうち萩市、大字椿東越ヶ浜一区、越ヶ浜二区、越ヶ浜三区、越ヶ浜四区、越ヶ浜五区及び越ヶ浜六区の地域)

- 1 総トン数十トン未満の漁船により、主として船びき網を使用して営む漁業
- 2 総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業
- 3 総トン数十トン未満の漁船による / 及び2に掲げる漁業以外の漁業
- 4 総トン数十トン以上十五トン未満の漁船により、主としてはえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
- 5 総トン数十五トン以上二十トン未満の漁船により、主としてはえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
- 6 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により、主としてはえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
- 7 大型定置網漁業及び総トン数五十トン以上の漁船により、まぐろをとることを目的とする漁業
- 8 籠を使用してはえ縄をとることを目的とする漁業
- 9 / から8までに掲げる漁業以外の漁業

に

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
<p style="text-align: center;"><b>山口県告示第四百三十五号</b></p> <p style="text-align: center;">建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。</p> <p style="text-align: center;">その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。</p> <p style="text-align: center;">平成二十三年十一月十五日</p> <p style="text-align: center;">山口県知事 二井 関成</p>			
<p style="text-align: center;">通区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門 市通の地域)</p> <p>1 総トン数十トン未満の漁船により、船びき網を使用して営む漁業</p> <p>2 総トン数十トン未満の漁船により、はえ縄を使用して営む漁業</p> <p>3 総トン数十トン未満の漁船により、主として北緯三十四度四十五分の線以北の日本の海域において営む/及び2に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>4 総トン数十トン未満の漁船による/から3までに掲げる漁業以外の漁業</p> <p>5 大型定置網漁業及び総トン数十トン以上の漁船により、主としてはえ縄を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業</p> <p>6 総トン数十トン以上の漁船により、釣り又ははえ縄を使用して営む漁業のうち、5に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>7 /から6までに掲げる漁業以外の漁業</p>			
<p style="text-align: center;">通区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門 市通の地域)</p> <p>1 総トン数十トン未満の漁船により、船びき網を使用して営む漁業</p> <p>2 総トン数十トン未満の漁船により、主として北緯三十四度四十五分の線以北の日本の海域において営む/に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>3 総トン数十トン未満の漁船による/及び2に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>4 数網漁業</p> <p>5 大型定置網漁業並びに総トン数十トン以上の漁船により、まき網を使用してしいらをとることを目的とする漁業及び総トン数十トン以上の漁船によりはえなわを使用してあまだいをとることを目的とする漁業を併せ営む漁業</p> <p>6 総トン数十トン以上の漁船により、主としてはえなわを使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業</p> <p>7 総トン数十トン以上の漁船により、つり又ははえなわを使用して営む漁業のうち、5及び6に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>8 /から7までに掲げる漁業以外の漁業</p>			

を

に改める。

下松市望町三丁目一三三九の三四及び  
一三三九の三四地先

六・〇

三三・九

二〇三・八六



**(三三九) ぶぐ処理師試験の実施**

ぶぐの処理の規制に関する条例（昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」といふ。）第十六条の規定により、ぶぐ処理師試験を次のとおり実施します。

平成二十三年十一月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

平成二十四年二月十六日(木曜日) 午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

平成二十四年三月八日(木曜日) 午前九時から

2 場所

山口市富田原町一番一八号

財団法人山口県学校給食会

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。

実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

平成二十四年一月四日(水曜日) から同月二十日(金曜日) まで(郵送の場合は、一月二十日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

区	分	提出先
---	---	-----

県内にふぐの処理の業務に従事する事業所(以下「事業所」といふ。)がある者

事業所の所在地を所管する保健所

県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの

住所地を所管する保健所

県内に事業所及び住所がない者

山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(五) ふぐ処理業務従事証明書

(六) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第十一條第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(四)及び(五)に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類

六 受験手数料

一万五百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三―九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。



正誤

平成十九年七月十日山口県教育委員会規則第十七号(山口県立高等学校等の管理に関

平成二十三年十一月十五日発行

発行人

山口県知事

二	ページ
普通科 280	誤
普通科 360	正

する規則の一部を改正する規則)